

平成 29 年 度

大 阪 市 決 算 審 査 意 見 書

大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

基金の運用状況審査意見

財産区決算審査意見

目 次

平成 29 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

	頁
第1 審査の対象	1
第2 審査の目的	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	2
意 見	3
(1) 総括意見	3
(2) 一般会計意見	6
ア 未収金について	6
イ 生活保護について	11
ウ 財産の管理及び有効活用について	16
エ 区画整理事業等について	22
オ ICT経費について	24
カ 公の施設の指定管理について	26
(3) 特別会計意見	29
ア 国民健康保険事業会計について	29

平成 29 年度基金の運用状況審査意見

	頁
第1 審査の対象	33
第2 審査の目的	33
第3 審査の方法	33
第4 審査の結果	33

平成 29 年度大阪市西町外 16 財産区歳入歳出決算審査意見

	頁
第1 審査の対象	37
第2 審査の目的	37
第3 審査の方法	38
第4 審査の結果	38

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、原則として1億円又は100万円単位で表示し、単位未満を切り捨てている。
- 2 各図表中に用いる金額は、原則として表示単位未満を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 文中及び各図表中に用いる比率（％）は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、構成比において合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 特別会計は政令等特別会計及び公債費会計である。

監 第 46 号
平成 30 年 9 月 27 日

大阪市長 吉村洋文様

大阪市監査委員 貴納順二
同 松井淑子
同 広田和美
同 加藤仁子

平成 29 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見の提出について

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定により、公営企業会計及び準公営企業会計を除く平成 29 年度大阪市各会計歳入歳出決算並びに証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 29 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

第 1 審査の対象

1 一般会計

平成 29 年度 大阪市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

平成 29 年度 大阪市食肉市場事業会計歳入歳出決算

平成 29 年度 大阪市駐車場事業会計歳入歳出決算

平成 29 年度 大阪市母子父子寡婦福祉貸付資金会計歳入歳出決算

平成 29 年度 大阪市国民健康保険事業会計歳入歳出決算

平成 29 年度 大阪市心身障害者扶養共済事業会計歳入歳出決算

平成 29 年度 大阪市介護保険事業会計歳入歳出決算

平成 29 年度 大阪市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

平成 29 年度 大阪市公債費会計歳入歳出決算

上記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

第 2 審査の目的

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示しているかどうかを検証し、また事務事業の管理及び予算の執行等の適正性及び効率性についても併せて確認し、その結果を意見として表明することを目的とする。

第 3 審査の方法

平成 29 年度各会計歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、会計管理者及び各所属が保管する関係書類との照合により審査した。

また、歳入歳出予算の執行状況について関係職員から聴取するとともに、歳入歳出予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査した。

関係書類の審査については、主として虚偽表示等の各リスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により実施した。

第4 審査の結果

平成 29 年度各会計歳入歳出決算書、その他前述の書類の計数については、上記の手続を実施した限りにおいて、地方公会計の基準等に準拠して作成されており、重要な点において適正に表示しているものと認められた。

また、歳入歳出予算の執行については、上記の手続を実施した限りにおいて、おおむね適正であると認められた。

審査意見は、次のとおりである。

意 見

(1) 総括意見

平成29年度における一般会計の歳入は1兆7,516億円、歳出は1兆7,503億円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は13億円の財源剰余、翌年度繰越事業費所要財源を差し引いた実質収支は、前年度とほぼ同額の4億円の財源剰余となった。また、平成29年度末現在で、一般会計、政令等特別会計を併せた本市財産（道路や河川敷等、また公営企業会計・準公営企業会計で保有するものを含まない。）のうち、土地は港営事業会計からの移管等により前年度比11万㎡増の3,001万㎡、建物は公営住宅の建替え及び府営住宅の移管等により前年度比5万㎡増の1,332万㎡となっている。

大阪府内の雇用状況は改善の兆しが見られるものの、依然として企業の大阪府外への流出は続き、平成20年からの10年間では転入企業1,515社、転出企業2,263社で748社の転出超過となっており（表－1）、本市の市税収入も、ピークであった平成8年度の7,776億円と比較すると平成29年度は6,754億円と低い水準（86.9%に低下）にとどまっている（図－1）。

表－1 判明している大阪府への本社転入及び大阪府からの本社転出件数の推移

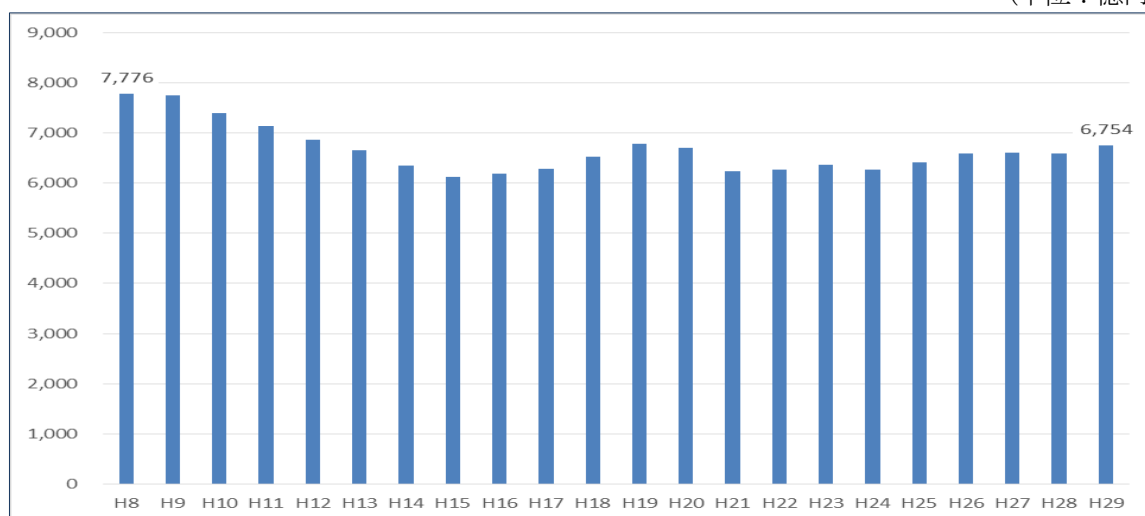
(単位：件数)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	計
転入件数	149	146	156	155	164	156	141	146	157	145	1,515
転出件数	238	256	244	251	218	232	198	210	210	206	2,263
転入－転出	△ 89	△ 110	△ 88	△ 96	△ 54	△ 76	△ 57	△ 64	△ 53	△ 61	△ 748

(注) 出典 株式会社帝国データバンク 「大阪府・本社移転企業調査 (2017年)」

図－1 市税収入の推移

(単位：億円)



一方、高齢化の急速な進展は社会保障関連の歳出増大を余儀なくさせ、さらに、本市所管施設の老朽化に伴う更新投資やなにわ筋線の整備、淀川左岸線事業なども、歳出増加の要因となっている。これらを前提に平成30年2月に財政局が試算した「今後の財政収支概算（粗い試算）」によれば、平成30年度からの10年間で417億円の通常収支不足が生じると試算されている（表－2）。財政調整基金残高の平成30年度末見込額は1,451億円であるが（表－3）、表－4の財務リスクに係る歳出（2019年から2027年で1,645億円）と特定財源（同810億円）の差引過不足額（同835億円）については、不用地等売却代及び財政調整基金を充当することとなり、不用地等売却代や税金・金利の動向、織り込んでいない財務リスク、今後想定される新規事業等の不確定要素による取り崩しの可能性も想定され、厳しい状況にある。

表－2 今後の通常収支額の推移（一般会計）

（単位：億円）

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	合計
▲ 190	▲ 144	▲ 44	▲ 39	51	61	56	▲ 22	▲ 51	▲ 95	▲ 417

（注） 出典 財政局作成の「今後の財政収支概算（粗い試算）」（平成30年2月版）

表－3 財政調整基金残高の推移

（単位：億円）

	平成26年度決算額	平成27年度決算額	平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度末見込額
財政調整基金残高	1,618	1,679	1,666	1,630	1,451
対前年度増減	14	61	▲ 13	▲ 36	▲ 179

（注） 平成30年度末見込額は、財政局作成の「今後の財政収支概算（粗い試算）」（平成30年2月版）に基づき記載している。

表－4 財務リスクに係る収支の推移詳細

（単位：億円）

財務リスクにかかるもの	2018(H30)	2019(H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2019～2027の計
歳出 ①	347	308	304	280	226	198	106	89	73	61	1,645
阿倍野再開発事業にかかる公債費等	181	147	158	164	107	81	71	62	51	47	888
此花西部臨海土地区画整理事業にかかる公債費	20	14	13	17	20	19	18	27	22	14	164
3セク改革推進債(道路公社)にかかる公債費	34	34	34	35	35	35	17	0	0	0	190
3セク改革推進債(WTC)にかかる公債費	25	26	13	0	0	0	0	0	0	0	39
3セク改革推進債(土地開発公社)にかかる公債費	22	23	22	0	0	0	0	0	0	0	45
弁天町駅前開発土地信託事業にかかる立替金の弁済	65	64	64	64	64	63	0	0	0	0	319
特定財源 ②	150	149	138	125	125	124	50	33	33	33	810
阿倍野再開発事業賃料等	25	24	25	23	23	23	23	23	23	23	210
此花西部臨海保留地使用料等	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	90
道路公社3セク債償還財源(駐車場事業会計繰入金等)	25	25	26	28	28	28	17	0	0	0	152
3セク改革推進債(WTC)に対する繰入金(港営)	25	26	13	0	0	0	0	0	0	0	39
弁天町駅前開発土地信託事業にかかる立替金弁済への財調基金の充当	65	64	64	64	64	63	0	0	0	0	319
財務リスクにかかる差引過不足額 ②-①	▲ 197	▲ 159	▲ 166	▲ 155	▲ 101	▲ 74	▲ 56	▲ 56	▲ 40	▲ 28	▲ 835

（注） 出典 財政局作成の「今後の財政収支概算（粗い試算）」（平成30年2月版）

こうした厳しい財政状況下で、市民への行政サービス水準を低下させることなく維持するためには、更に効率的、効果的に行財政を運営する必要がある。

また、本市の資産は、現在まで築き上げてきた市民の財産であり、後述の「(2) 一般会計意見 ウ 財産の管理及び有効活用について」で記載の未利用地（平成30年7月末時点で844件、約283万㎡。ただし、一般会計等・公営企業会計・準公営企業会計を含む全会計。）の有効活用等に代表される全市的課題については、本市全体を俯瞰し、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズを踏まえた将来のまちづくりに資するよう、権限と責任を明確にした上で、所属横断的な一元管理を行うことが効率的、効果的な行財政運営へとつながると考える。

一方、企業や人口の首都圏一極集中の流れが続く中、本市の経済環境の好転の見込みは厳しい状況であるが、外国人観光客の急増などから景気浮上の兆しも見える。2025年の日本万国博覧会やI Rの誘致活動に係る動きなども見据え、本市においても、今後の社会や経済、環境変化に適合した地方公共団体のあり方、並びに、新たな発想で市民生活と福祉の向上に必要な不可欠な組織や事業のあり方を見極めると同時に、高齢化を背景に今後も増加が予想される社会保障費にどう対応していくかを見極め、それらを短期・中長期の計画に反映させていくことが必要である。

時代や状況の変化にかかわらず、市政が市民から徴収した市税等を原資として成り立っている点を忘れることなく、常に市民への説明責任を念頭に置き、事業実施に取り組まれない。

(2) 一般会計意見

ア 未収金について

A) 未収金対策について

● 確認した事実等

本市では、歳入及び市民負担の公平性・公正性確保のため、「新たな未収金を極力発生させない」及び「既存未収金の解消」を2つの大きな柱として、積極的な未収金対策に取り組んでいる。平成20年4月に設置した大阪市債権回収対策会議（事務局：財政局）を適時開催し、未収金対策に係る各所属の取組に対し、総括的な指導・調整、進捗状況の管理及び情報の共有化を図り、全庁的な未収金対策を推進している。同会議においては、口座振替勧奨等による納期内納付率向上の取組などを、未収金残高目標達成のための重点取組事項と定め、新規未収金の抑制に取り組んでいる。

平成28年度から取組を進めてきた市税（収入済件数750万件、収入済金額6,754億円）のクレジット収納については、年度当初の納税通知書等への利用勧奨チラシの同封、窓口へ来庁された納税者や新築等の実地調査時の利用勧奨チラシの配布等、市税事務所独自の取組も併せて行った結果、平成28年度（12月15日利用開始）は目標15,000件に対して5,123件と未達成であったが、平成29年度は目標60,000件に対して70,589件と数値目標を達成している。なお、クレジット収納金額は、平成28年度1億円に対し、平成29年度27億円となっている。

平成29年度末の未収金残高は442億円（現年度分138億円、過年度分304億円）であり（表-5）、「市政改革プラン2.0」で設定している435億円（現年度分147億円、過年度分288億円）以下という目標が達成されておらず、かつ、依然として未収金残高が他都市を大きく上回っている（表-7）。

全市的な既存未収金を解消させる取組として、平成28年度決算における過年度の未収金328億円について、法的手続きを含む徴収対策に取り組むとする債権（これを「回収債権」という。）185億円と、債務者が生活困窮状態で回復が望めないなど回収が極めて困難な債権（これを「整理債権」という。）143億円に分類し（表-5）、徴収業務重点化・徴収コスト・管理コスト等のフルコスト情報を勘案するなど、それぞれの債権の状況に応じた徴収対策を実施している。

しかし、現年度分の未収金残高について、平成28年度末150億円に対し平成29年度末138億円と目標を達成していたが、過年度分について、回収債権（平成28年度末185億円に対し平成29年度末172億円）、並びに、整理債権（平成28年度末143億円に対し平成

29年度末 132 億円) はともに減少したものの(表-5)、相当期間が経過し回収困難な焦げ付き事案が増えつつあること等を理由として目標を達成できなかった。なお、債権別にみると、国民健康保険料が平成 29 年度末未収金残高目標 151 億円に対し、5 億円達成できなかった。

さらに、未収解消額については、表-6 のとおり、半分程度が不納欠損等として毎年処理され、この不納欠損等のうち、時効によるものが7割を超えている。時効により債権が消滅すると、債権回収が不可能となるため、債権ごとに定められた消滅時効期間が経過するまでに、時効の中断を行い、消滅時効期間をリセットしなければならないが、やむを得ず、時効の中断を行えない場合は、財産調査などを行い、本市としての滞納処分の執行停止又は徴収停止^(注)を判断しなければならない。財政局は、平成30年度より、当該年度中に消滅時効期間を経過する債権に係る状況を把握し、適切な事務処理の徹底に係る取組を進めているが、執行停止等がなされていないことの原因究明及び対策が必要である。

(注) 滞納処分の執行停止及び徴収停止とは、ともに一定の事由がある場合に徴収を停止することで、強制徴収公債権については滞納処分の執行停止、私債権・非強制徴収公債権については徴収停止という。

表-5 未収金残高の推移(全会計)

(単位: 億円)

	平成25年度 (26年5月末)	平成26年度 (27年5月末)	平成27年度 (28年5月末)	平成28年度 (29年5月末)	平成29年度 (30年5月末)
現年度	188	181	158	150	138
過年度	392	371	353	328	304
回収債権	277	248	216	185	172
整理債権	115	123	137	143	132
全会計	580	552	511	478	442

未収解消額 △209億円 現年度未収 +181億円 合計 △28億円	未収解消額 △199億円 現年度未収 +158億円 合計 △41億円	未収解消額 △183億円 現年度未収 +150億円 合計 △33億円	未収解消額 △174億円 現年度未収 +138億円 合計 △36億円
--	--	--	--

(注) 平成29年度未収金残高について、主な内訳は次のとおりである。

国民健康保険料 156 億円、市税 101 億円、生活保護費返還金 92 億円、介護保険料 20 億円

表-6 要因別未収解消額の推移(全会計)

(単位: 億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
債務者から徴収	102	96	102	94	88
不納欠損 ^(注) 等	126	113	97	89	86
うち時効による不納欠損	-	-	79	64	66
うち滞納処分の執行停止等がなされな いままに消滅時効が完成したもの	-	-	56	49	47
合計	228	209	199	183	174

(注) 1 不納欠損とは、時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続であり、決算上の不納欠損額として計上される。

2 不納欠損の内訳については、平成27年度から財政局において集約している。

表一 未収金残高及び不納欠損額の他都市状況（一般会計、政令等特別会計）

（単位：億円、％）

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	未収金	対前年度比	不納欠損額	未収金	対前年度比	不納欠損額	未収金	対前年度比	不納欠損額	未収金	対前年度比	不納欠損額
大阪市	571	△ 6.4	113	544	△ 4.7	102	505	△ 7.2	92	474	△ 6.1	86
横浜市	467	△ 4.3	85	444	△ 4.9	69	417	△ 6.1	67	391	△ 6.2	57
名古屋市	210	△ 11.0	36	188	△ 10.5	29	172	△ 8.5	24	158	△ 8.1	22

（注） 公営企業会計・準公営企業会計の未収金残高及び不納欠損額は含まれていない。

[意見]

本市の未収金残高は、他都市との比較においても依然として大きく、歳入の確保はもとより、市民負担の公平性・公正性の確保を図る観点から、引き続き全庁的な未収金対策を積極的に推進することが求められ、現年度分で未収金の発生をいかに減らしていくか、過年度分に対しどれだけ回収率を上げていくかとなるが、そのためにも、根本的な原因究明とそれに向けた具体的な対応策の検討が求められる。

未収金全般について、平成 28 年度 478 億円に対し平成 29 年度 442 億円と 36 億円減少しているが、「市政改革プラン 2.0」で設定している目標 435 億円を達成できていない。特に、未収解消額 174 億円の半分程度の 86 億円が不納欠損等によるものであり、その中でも時効による不納欠損が 66 億円と不納欠損額の 77%と大部分を占め、66 億円のうち 71%の 47 億円が滞納処分等の執行停止等がなされないままに消滅時効が完成したものとなっている。財政局によれば、処理方針の決定に時間を要したこと等に起因して消滅時効が完成したとしているが、不納欠損等の過半が滞納処分等の執行停止等がなされないままに消滅時効が完成している事実を直視する必要がある。財産調査、滞納処分、滞納処分の執行停止等規定に沿った手続が行われていれば、相当額が回収または整理できた可能性もあり、財政局は、各所属に対して規定された手順の遵守を指導するとともに、その遵守状況及び最終処理状況の適正性を適時モニタリングすることに注力すべきである。

また、財政局は、徴収業務重点化・徴収コスト・管理コストを踏まえた適正かつ効率的な債権回収がなされるよう、各所属に対して指導を行うほか、強制徴収できる公債権について、市税における徴収ノウハウを活かした、より効果的・効率的な徴収及び滞納整理の強化を行い、引き続き指導的な役割を果たされたい。

（財政局）

B) 未収金等に係る会計処理について

● 確認した事実等

本市の保育所保育料については、区保健福祉センターにおいて総合福祉システムにより

対象者ごとに金額の決定、歳入調定、納入通知を行い、こども青少年局において当該システムにより決定された歳入調定金額を財務会計システムに入力することで保育料の決算調定額を計上している。

こども青少年局は、平成 29 年度の決算事務を行うに当たり、総合福祉システムにおける調定額等の情報の一部が財務会計システムに入力できておらず、過年度保育料の調定額について、1 億 6,134 万円が財務会計システムに計上できていないことが判明し、平成 30 年 7 月に報道発表を行っている。

上記事案が判明後、こども青少年局は調査を行い、計上漏れとなっていた金額について、平成 29 年度の決算に反映できるよう、財務会計システムへの登録処理を行っている。なお、こども青少年局によると、保育料に遡及変更があった場合に変更決定を行っていたにもかかわらず、その変更部分に対する会計処理の認識が不十分であったこと等を原因として当該事案は発生し、平成 29 年度の決算事務を行うに当たり、本来ならば調定額から収入額と不納欠損額を差し引いた場合に未収金が生じるところ、平成 25 年度以前賦課分の調定額が収入額と不納欠損額の合計を下回り未収金がマイナスとなったことから、過年度保育料の調定が正しく処理されていないことが判明したとのことであった。

各所属において歳入の調定を行ったときには、大阪市会計規則（昭和 39 年規則第 14 号）に基づき、その都度その内容を財務会計システムに記録する方法により会計管理者に通知し、同システムを利用せずに歳入の調定を行ったものについては、1 か月分を限度としてとりまとめて同システムに記録する方法により会計管理者に通知している。

総合福祉システムは、収納及び支払データについて財務会計システムとシステム間でデータ連携しているが、調定データについては財務会計システムに手入力によりデータ連携している。なお、調定データについて、上記と同様の取扱いとなっている業務系システムには総合福祉システムのほか、税務事務システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、学校財務会計システムがあり（図－2）、手入力による同等のリスクが存在する。

図－2 財務会計システムと 6 システムのイメージ図



(注) システム名は、財務会計システムで管理している名称

【意見】

歳入調定を含む会計処理は、本市への信頼性を確保し、市民への説明責任を果たす観点から、適正に実施することが必要不可欠である。

こども青少年局は、誤った認識による会計処理を繰り返すことのないよう、保育所保育料に係る遡及変更が生じた際の対応マニュアル等を整備するとともに、組織的チェック体制を構築し、適正な会計処理を行われたい。

会計室は、保育所保育料と同様に他の業務系システムで管理している会計情報について、財務会計システムへ登録等を行う手順の遵守を各所属に対して指導されたい。また、システム所管所属は、全市的なICTの全体最適化が図られるよう各所属の指導等を担うICT戦略室と連携して、システムの安定性及び管理コストを勘案の上、調定情報等に係るシステム間連携を確実にを行うための効率的な仕組みづくりについて、検討されたい。

(こども青少年局、会計室、ICT戦略室、財政局、福祉局、教育委員会事務局)

イ 生活保護について

● 確認した事実等

<被保護世帯数の状況>

平成29年度における全国の被保護世帯数は、高齢者世帯の増加が稼働年齢世帯の減少を上回っており、その結果、全体として増加し、164万世帯に達している（表－8、図－3）。

本市においては、高齢者世帯は前年度比1,371世帯（2.1%）増加したが、稼働年齢世帯は前年度比2,005世帯（4.0%）の減となったことを主な要因として、被保護世帯数全体では前年度比752世帯（0.6%）減の115,406世帯となっている（表－9、図－4）。

しかし、本市の保護率は依然として5.22%と高く、政令指定都市平均2.33%の2倍を超えている（図－5）。

表－8 全国の被保護世帯数の推移（年度平均）

（単位：世帯、%）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
被保護世帯数	1,591,846	1,612,340	1,629,743	1,637,183	1,640,811
うち高齢者世帯	719,625	761,179	802,811	837,008	864,709
構成比率	45.2	47.2	49.3	51.1	52.7
うち稼働年齢世帯	864,294	842,904	818,545	791,610	767,807
構成比率	54.3	52.3	50.2	48.4	46.8

（注） 構成比率について、高齢者世帯と稼働年齢世帯の合計で100%にならないのは、被保護世帯数に一時的に生活保護費の支給が停止されている世帯が含まれるためである。

表－9 大阪市の被保護世帯数の推移（年度平均）

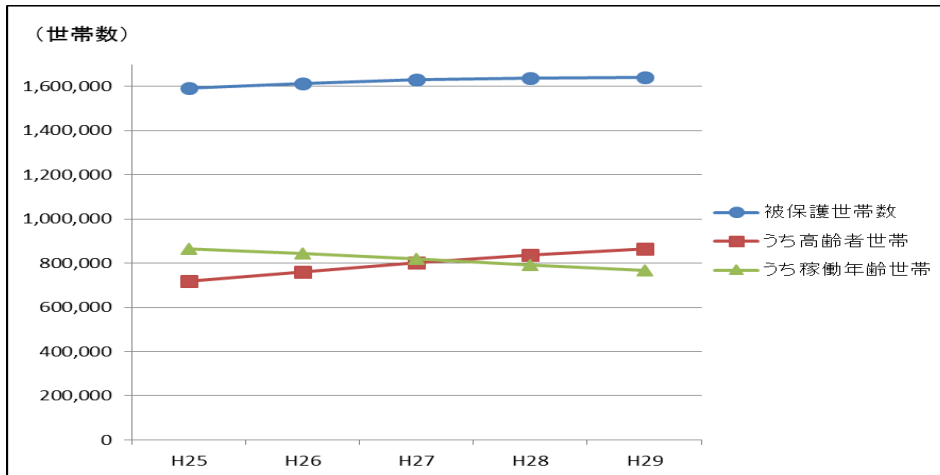
（単位：世帯、%）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年4月
被保護世帯数	90,040	102,483	113,209	117,374	118,592	118,253	117,611	117,309	116,158	115,406	114,590
うち高齢者世帯	45,390	48,639	51,205	53,106	55,664	58,245	60,800	63,181	64,853	66,224	66,474
構成比率	50.4	47.5	45.2	45.2	46.9	49.3	51.7	53.9	55.8	57.4	58.0
うち稼働年齢世帯	44,359	53,411	61,318	63,394	61,944	58,947	55,827	53,219	50,434	48,429	47,462
構成比率	49.3	52.1	54.2	54.0	52.2	49.8	47.5	45.4	43.4	42.0	41.4

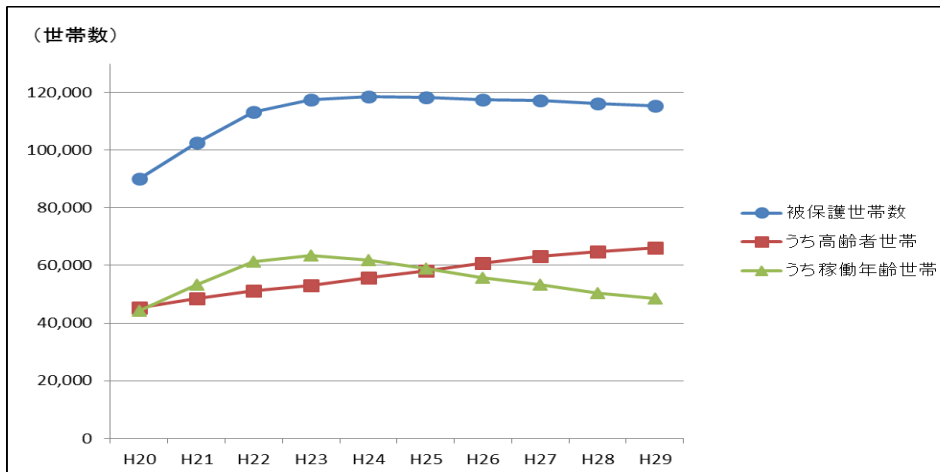
（注） 1 構成比率について、高齢者世帯と稼働年齢世帯の合計で100%にならないのは、被保護世帯数に一時的に生活保護費の支給が停止されている世帯が含まれるためである。

2 平成21年度以降は、リーマンショック（平成20年9月15日に米国投資銀行であるリーマンブラザーズ・ホールディングスが破綻したことに端を発した世界的金融危機）を契機として急増している。

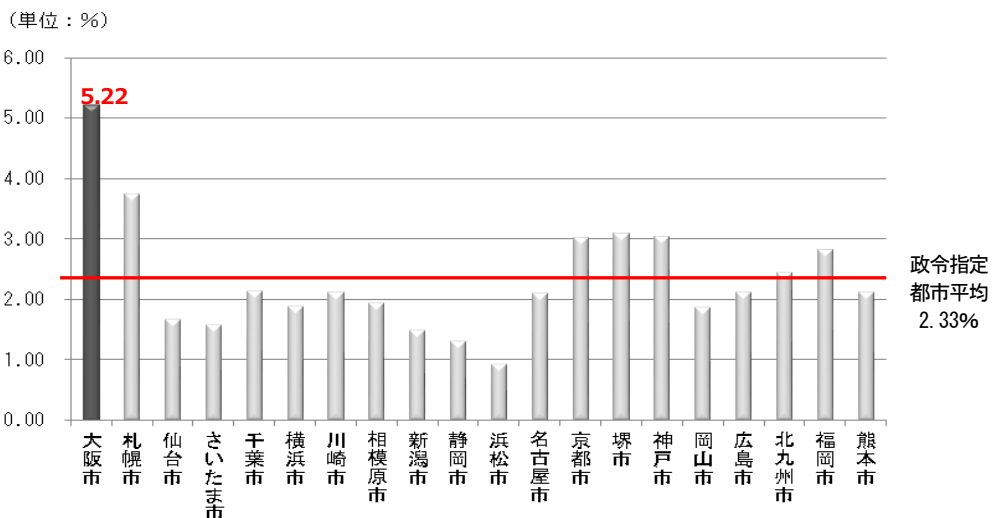
図－3 全国の被保護世帯数の5年間の推移（年度平均）



図－4 大阪市の被保護世帯数の10年間の推移（年度平均）



図－5 保護率（被保護人員）各都市比較（平成30年3月時点）



(注) 厚生労働省の「生活保護速報【平成30年3月分】」に基づき作成している。

本市の稼働年齢世帯の減少は、就労自立支援の取組の効果（表－10、表－11）のほか、有効求人倍率の増加が顕著であり（表－12）、雇用環境の改善が要因として大きかったものと推測される。

被保護世帯に占める稼働年齢世帯の割合は平成30年3月時点で41.5%と、政令指定都市平均49.1%を下回る水準となっている（図－6）。

表－10 大阪市保護開始世帯数及び保護廃止世帯数の推移（年度累計）

（単位：世帯）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保護開始	21,235	18,176	18,102	15,908	15,375
保護廃止	21,656	18,529	18,892	16,643	16,327
働きによる収入の増加等	1,971	1,876	1,895	1,604	1,693
就労自立支援（市事業）	229	253	247	209	209
死亡・失踪	6,402	6,292	6,220	6,022	6,555
一時的扶助	809	1,105	1,009	1,166	1,124
転出	3,722	3,689	3,790	3,678	3,316
その他	8,752	5,567	5,978	4,173	3,639
（参考）各年度平均の被保護世帯数	118,253	117,611	117,309	116,158	115,406

（注） 被保護世帯数は年度平均であり、保護開始及び保護廃止世帯数は年度累計であることから、保護開始と保護廃止の増減と一致しない。

表－11 大阪市の就労自立支援（総合就職サポート事業）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支援者数（人）	6,513	5,887	5,429	5,192	4,476
就職者数（人）	4,403	4,019	3,741	3,537	2,940
就職率（%）	67.6%	68.3%	68.9%	68.1%	65.7%
6か月定着率 ^{（注）1} （%）	42.1%	49.9%	41.1%	46.4%	47.6%
効果額 ^{（注）2} （百万円）	1,313	1,013	893	799	679
決算額 ^{（注）3} （百万円）	781	627	596	560	552

（注） 1 定着率は次により算出している。

分母 年度末までに6か月後を迎える時期に就労を開始した者であって、定着支援を受けた者
分子 6か月後の応当日に継続し就労する者

2 就労による生活保護費の減少額

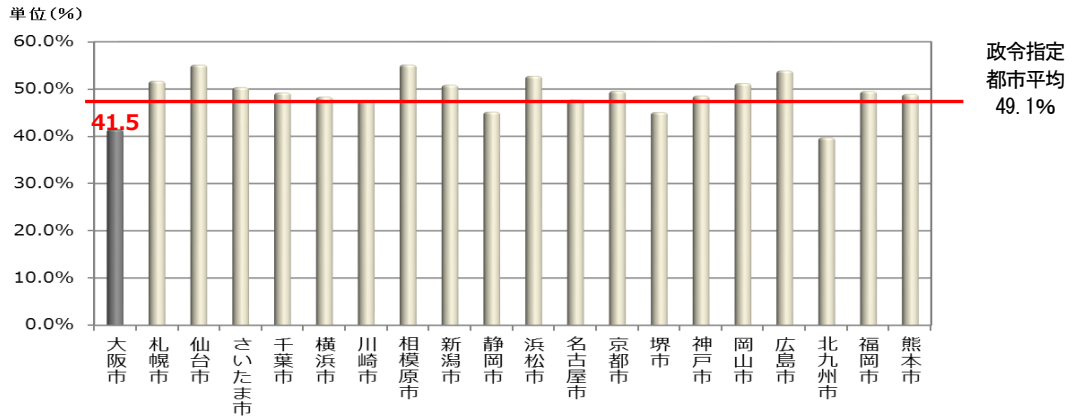
3 総合就職サポート事業費

表－12 全国と大阪府の有効求人倍率（各年度10月）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全国	0.98倍	1.10倍	1.24倍	1.40倍	1.55倍
大阪府	0.99倍	1.10倍	1.23倍	1.43倍	1.65倍

（注） 原数値から季節変動を除去した季節調整値である。

図一六 被保護世帯に占める稼働年齢世帯の割合 各都市比較（平成30年3月時点）



＜生活保護費の状況＞

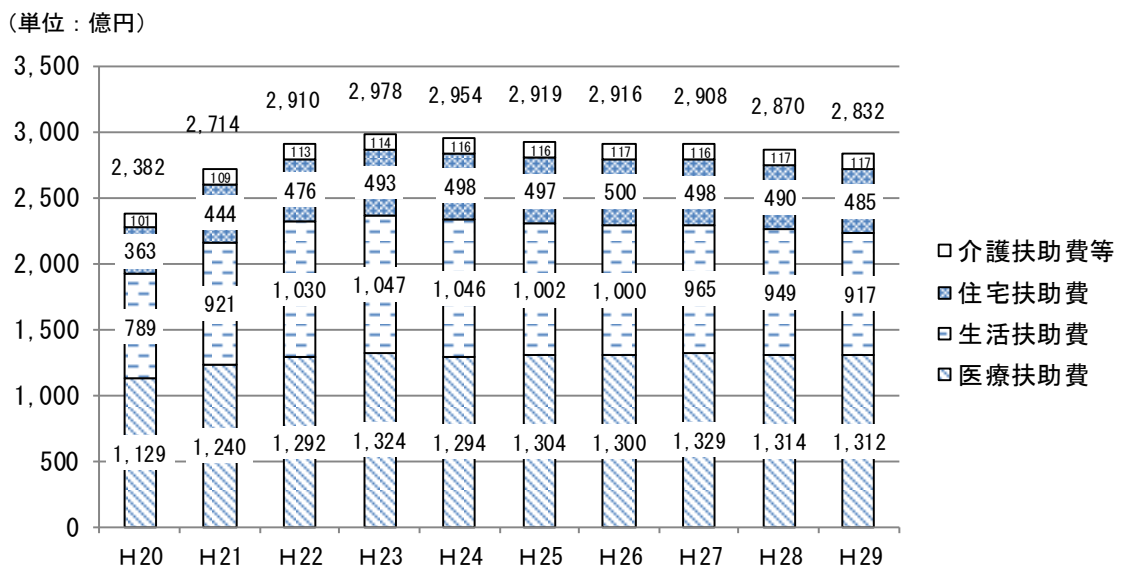
本市の生活保護費について、平成29年度は前年度比38億円（1.3%）減少し2,832億円となっており、平成23年度をピークに若干の減少傾向にある（図一七）。

生活保護費は、生活扶助費（917億円）、住宅扶助費（485億円）、医療扶助費（1,312億円）、介護扶助費等（117億円）で構成され、医療扶助費が生活保護費全体の46.3%を占め（図一八、表一三）、平成29年度における生活保護受給者1人当たりの年間医療扶助費930,822円は他の政令市に比して高くなっている（表一四）。

本市では、医療扶助の適正化に向けた取組として、電子レセプトデータを活用したレセプト点検（平成29年度事業費7,995万円、減点件数^(注)88,198件、効果額5億9,281万円）の多角的な活用や医療機関に対する個別指導の実施、後発医薬品使用率の向上（平成29年3月時点72.0%に対し、平成30年3月時点78.1%）等に取り組んでいる。

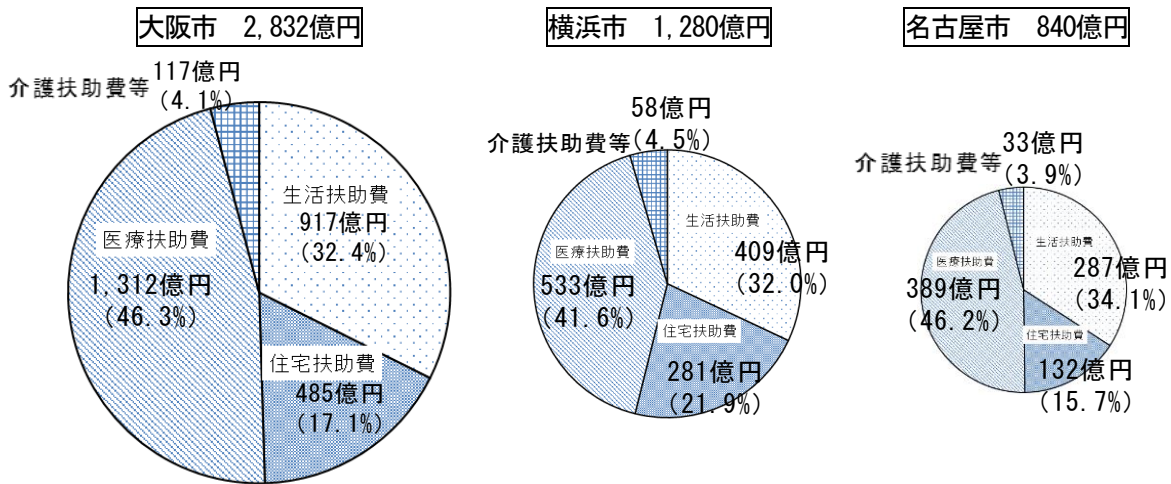
（注） 減点件数とは、疑義のあるレセプトを支払基金に再審査請求し、申出内容が認められた件数

図一七 大阪市生活保護費の推移



（注） 平成21年度以降は、リーマンショック（平成20年9月15日に米国投資銀行であるリーマンブラザーズ・ホールディングスが破綻したことに端を発した世界的金融危機）を契機として急増している。

図－8 平成29年度の大阪市生活保護費 2,832億円の内訳及び他都市の状況



表－13 医療扶助費等に係る推移及び他都市の状況

(単位：億円、%)

都市	生活保護費合計	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	人口	保護率
		うち医療扶助費	構成比率					
大阪市	2,919	2,916	2,908	2,870	2,832	271万人	5.22%	
札幌市	1,293	1,295	1,296	1,292	1,292	196万人	3.74%	
横浜市	1,243	1,267	1,287	1,286	1,280	373万人	1.89%	
名古屋市	843	846	848	842	840	231万人	2.10%	
広島市	448	442	445	431	419	120万人	2.12%	
福岡市	795	804	812	795	797	157万人	2.81%	

(注) 人口は、総務省統計局作成の人口推計(平成29年10月1日現在)結果に基づき記載している。

表－14 平成29年度の生活保護受給者1人当たりの年間医療扶助費及び他都市の状況

都市	平成29年度 医療扶助費	平成30年3月 被保護者数	1人当たり 年間医療扶助費
大阪市	131,249百万円	141,003人	930,822円
札幌市	62,766百万円	73,268人	856,663円
横浜市	53,259百万円	70,537人	755,055円
名古屋市	38,873百万円	48,424人	802,758円
広島市	19,117百万円	25,300人	755,611円
福岡市	40,524百万円	43,723人	926,835円

(注) 被保護者数は、厚生労働省被保護者調査の都道府県統計表に基づき記載している。

[意見]

本市の生活保護費は、平成23年度をピークに徐々に減少を続けているものの、リーマンショック以前（平成20年度）の水準まで減少しておらず、他都市との比較においても依然として大きく、医療扶助費や就労自立支援の適正化対策などの強化が求められる。

福祉局は、雇用環境の改善の背景もあり、総合就職サポート事業において、就職支援者数が年々減少しており、結果として、就職者数の減や就職率の減となり、効果額も減ることとなる一方、事業費は微減であり費用効率としては悪化につながっていることから、引き続き、区保健福祉センターと事業者との連携による総合就職サポート事業等の就労自立支援の取組を徹底し、就職者数の増加、職場定着率の向上に注力されたい。

医療扶助費の適正化については、今後も、電子レセプトデータを活用したレセプトの内容点検や医療機関等に対する個別指導などの取組を強化するとともに、後発医薬品の使用割合の更なる向上に取り組まされたい。

一方、生活保護費全体は1.3%減少しているが、医療扶助費は0.2%の減少で生活保護費に占める割合では0.5%増加していること、他都市との比較において1人当たりの医療扶助費が高額となっていることなどの要因分析を行った結果も踏まえ、生活保護費全体の46.3%を占める医療扶助費の適正化を一層進められたい。

(福祉局)

ウ 財産の管理及び有効活用について

A) 未利用地の活用及び不法占拠について

● 確認した事実等

本市保有の土地は、平成29年度末現在で6,265万㎡（全会計：一般会計・政令等特別会計5,210万㎡^(注)、公営企業会計・準公営企業会計1,054万㎡）となっており、教育・文化・スポーツ施設、社会福祉・保健施設、庁舎・事務所、道路、公園などに利用している。

(注) 前述の「(1) 総括意見」に記載の数値(3,001万㎡)は、平成29年度大阪市財産に関する調書の数値であり、これに道路や河川敷等を加えると5,210万㎡となる。

一方、利用目的の終了などによる未利用地も存在するため、本市は、平成18年3月に資産流動化プロジェクト用地チームを立ち上げ、平成19年度に「大阪市未利用地活用方針」を策定し、それらの処分や活用を進めてきた。平成28年度には、契約管財局において未利用地活用の支援担当を新たに設置し、土地所管と事業所管が複数の所属にまたがる未利用地に対し、プラットフォーム的な役割を担い、関係所属間の調整を行うなど処分や活用に伴う課題の解消に取り組んだ。さらに、平成29年度には、「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」、「未利用地活用案策定にかかる留意事項」など、未利用地活用に

伴うルールを策定し、売却を原則としつつ、長期貸付による活用も含め、未利用地の有効活用に取り組んでいる。

平成19年度当時は852件・約255万㎡であった未利用地は、その後、平成29年度末までの累計（全会計）で、809件・約222万㎡の処分と377件・約198万㎡の活用が行われたが、一方、公用廃止などで新たに未利用地に984件・約450万㎡が追加されたことにより、平成30年7月末時点の未利用地の状況は、844件・約283万㎡となっている（図－9）。このうち1,000㎡以上のものは、342件・約261万㎡となっている。

図－9 未利用地の状況



(注) 平成19年6月以降の分割や実測による面積修正などは、上記の矢印内の件数・面積の増減に含めていないため、平成19年6月の数値に処分・活用・追加の各数値を加えても平成30年7月の数値とは一致しない。

また、本市では、市有の土地を不法占拠する案件について、平成24年度から不法占拠処理プロジェクトチームを設置し、各区局間の情報共有を図るとともに、解消に向けての処理方針の検討や進捗管理等を連携して行い、市有財産の適正な管理に取り組んでいる。

平成29年度には、不法占拠に係る処理を適正かつ迅速に行うために、「大阪市不法占拠物件処理事務の指針」を策定し、13件、約250㎡を解消し、不法占拠事案は平成29年度末時点で459件、約9,252㎡となっている（表－15）。

表－15 市有地の不法占拠状況

	市有地に係る境界の確定が完了していないもの		市有地に係る境界の確定が完了しているが、誓約書を徴取していないもの		市有地に係る境界の確定が完了し、誓約書を徴取しているもの		合計	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
平成27年度末時点	336	約7,249	93	約1,802	57	約686	486	約9,737
平成28年度末時点	286	約6,845	104	約1,723	82	約934	472	約9,502
平成29年度末時点	269	約6,674	89	約1,520	101	約1,058	459	約9,252

(注) 誓約書は、市有地を越境している事実を認めている内容となっている。

[意見]

本市保有の未利用地は、公用廃止などで新たに未利用地が追加されたことから依然として約283万㎡と多く、財産の有効活用を図る観点から、引き続き未利用地の有効活用を積極的に推進することが求められる。

また、不法占拠事案についても、減少しつつあるが解消のスピードは遅く、未利用地の活

用と同様、財産の有効活用を図る観点から、引き続き解消に向けて積極的に取り組むことが求められる。

資産流動化プロジェクト用地チーム及び不法占拠処理プロジェクトチームにおいて中心となる契約管財局は、未利用地に係る有効な取組が実施されているか、不法占拠事案に係る取組計画が計画どおりに実施されているか、並びに、誓約書を徴取したものについて誓約内容どおりに実施されているか等について、各所属に対して適宜モニタリング等を実施した上で、指導的な役割を果たされたい。

(契約管財局)

B) 公共施設の適切な管理について

● 確認した事実等

本市では、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進める上での基本的な方針として「大阪市公共施設マネジメント基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成27年12月に策定し、①規模の最適化、②予防保全による長寿命化、③多様なコスト削減手法の導入の3点を示し、これに基づき施設区分ごとに個別施設計画を策定することとしている。

基本方針進捗状況によれば、平成29年4月現在、インフラ施設^{(注)1}は、道路の舗装が約3,680 km、橋梁^{りょう}762橋などとなっており、また、一般施設、市営住宅、学校園等の市設建築物は、2,755施設（平成26年4月時点2,811施設に比し56施設減）、その延床面積が約1,396万㎡（平成26年4月時点約1,362万㎡に比し34万㎡増）^{(注)2}（いずれも全会計）となっている（表-16）。これらは、高度経済成長期を中心に整備されたことから更新・建替えのピークを迎えようとしている。

(注) 1 インフラ施設数は「基本方針策定時点から概ね増減なし」と記載されているが、橋梁は764橋から762橋となっている。

2 前述の「(1) 総括意見」に記載の数値（建物 1,332万㎡）は、平成29年度大阪市財産に関する調査の数値であり、時点が異なること及び公営企業会計・準公営企業会計で保有する建物等を含まないことから、基本方針に記載している数値とは一致しない。

表-16 市設建築物一覧

区分	分類	主な施設	平成29年4月時点		(参考) 平成26年4月時点	
			施設数 (施設)	延床面積 (㎡)	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)
一般会計	一般施設	教育、文化、スポーツ施設	228	850,116	182	823,179
		社会福祉・保健施設	231	270,280	265	326,219
		流通産業施設	25	153,910	28	160,478
		インフラ関係施設	322	88,802	314	84,839
		庁舎・事業所	209	592,854	213	593,463
		その他	564	526,323	564	458,933
		小計	1,579	2,482,285	1,566	2,447,111
	学校園	小学校等	441	3,118,595	521	3,357,044
	市営住宅		488	7,016,783	435	6,271,710
		一般会計 合計	2,508	12,617,663	2,522	12,075,865
特別会計	上水道関係施設	浄水場等	28	45,844	56	224,005
	駐車場関係施設		14	91,031	14	91,445
	交通関係施設	バス車庫等	87	334,313	92	351,458
	港湾関係施設	上屋等	115	367,187	124	368,874
	中央卸売市場		3	511,198	3	517,807
		特別会計 合計	247	1,349,573	289	1,553,589
	総 合 計	2,755	13,967,236	2,811	13,629,454	

(注) 各時点について、次に基づき作成している。

平成26年4月時点 「大阪市公共施設マネジメント基本方針」(平成27年12月)

平成29年4月時点 「市設建築物におけるファシリティマネジメントの推進」(平成30年4月)

また、平成29年度の進捗状況において、本市が保有する公共施設の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費に係る試算として、次のように示されている。

■ インフラ施設の維持管理・更新費の見込み(一般会計分)

今後30年間の年平均費用 165億円/年(平成27年12月時点から変更なし)

■ 市設建築物の修繕・建替費の試算(一般会計分)

今後30年間の年平均費用 646億円/年(平成27年12月時点704億円/年)

なお、インフラ施設については、橋梁^{りょう}や道路の舗装などの施設区分ごとに既に個別施設計画を策定し長寿命化を基本とした維持管理を実施している。

一方、市設建築物のうち市民利用施設や庁舎等といった一般施設については、規模の最適化・予防保全による長寿命化・多様な手法によるコスト削減を基本的な考え方とする基本方針に係る具体的な取組として、各施設を所管する所属がそれぞれの方法で管理していた保全履歴を統一的かつ継続的に集約・蓄積する施設カルテを整備するとしている。「市政改革プラン2.0」ではこの施設カルテについて、平成28年度から平成30年度末までの3年間で整備することとしており、市設建築物部門の調整部局である都市整備局によると平成30年9月末までには完了する予定であったが、予定より遅れ12月末を目途に取り組んでいるとのことである。

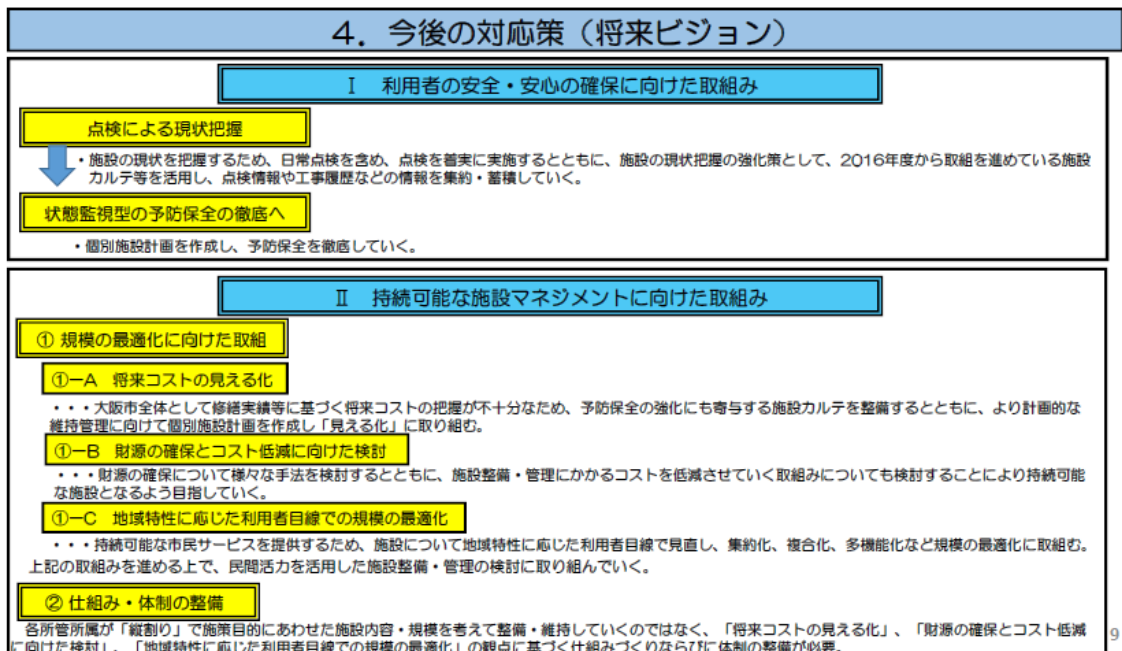
平成 28 年 8 月に策定した「市政改革プラン 2.0」では、基本方針を踏まえ、財政負担の軽減・平準化や施設の安全確保・機能維持に向けて、次のとおり取組を進めるとしていた（表-17）。

表-17 「市政改革プラン 2.0」（平成 28 年 8 月）の抜粋

①施設総量の抑制に向けた数値目標・方針の検討 公共施設の施設総量の抑制に向けた数値目標（マクロ目標）・方針について検討する。
②一般施設に係る将来ビジョンのとりまとめ 庁舎・事務所や市民利用施設などの一般施設について、施設の耐用年数等も勘案した中長期的な視点でのビジョンをとりまとめる。
③一般施設にかかる個別施設計画の検討 上記①、②の取組を踏まえて、予防保全の強化に向けた施設カルテの整備、及び施設区分ごとの個別施設計画の検討を行う。
④学校施設・市営住宅・インフラ施設の維持管理 施設区分ごとに策定する個別施設計画に基づき、効率的に維持管理や更新を実施する。

平成 28 年度末までに策定すると定めていた上記②の「一般施設に係る将来ビジョンのとりまとめ」については、個別施設計画を策定し、所属横断的な施設再編に向けた仕組みづくりを行ったのちに、施設規模の最適化を検討することと政策変更を行ったため、予定より遅れ、市政改革室が平成 30 年 3 月に「一般施設の将来ビジョン」を表-18 のとおり（「将来ビジョン」を抜粋）策定した。

表-18 「一般施設の将来ビジョン」（平成 30 年 3 月）の抜粋



さらには、平成 30 年 7 月に策定された「市政改革プラン 2.0【中間見直し版】」では、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」及び「一般施設の将来ビジョン」を踏まえ、施設利用者の安全・安心を確保しつつ、持続可能な施設マネジメントを行うため、表-19 のとおり取組を進めると見直しを行っている。なお、下線部分は見直し箇所を示している。

表-19 「市政改革プラン2.0【中間見直し版】」（平成30年7月）

①施設総量の抑制に向けた数値目標・方針の検討	
市設建築物	「一般施設の将来ビジョン」の内容を踏まえて数値目標・方針の検討の見直し→⑤に移行
インフラ施設	→④に集約
③一般施設にかかる個別施設計画の検討・策定	
上記②の取組を踏まえて、予防保全の強化に向けた施設カルテの整備・運用、及び施設区分ごとの個別施設計画の検討・策定を行う。	
④学校施設・市営住宅・インフラ施設の維持管理	
施設区分ごとに策定する個別施設計画に基づき、インフラ施設は必要に応じて適正な規模の見直しも行うなど、効率的に維持管理や更新を実施する。	
⑤持続可能な施設マネジメントに向けた取組の推進	
「一般施設の将来ビジョン」の内容を踏まえ、規模の最適化に向けた取組みや仕組み・体制の整備等を行うことで持続可能な施設マネジメントに取り組んでいく。	

(注) ②は、「一般施設の将来ビジョン」を平成30年3月に策定しているため欠番となっている。

[意見]

公共施設の維持管理・更新等にかかる経費は、今後、本市財政に大きな影響を与えることは明らかであり、公共施設の施設総量抑制や維持管理経費の軽減・平準化をめざす観点から、個別施設計画を策定し適切に公共施設を管理することが求められる。また、前述の「(1)総括意見」で記載のとおり厳しい財政状況下であり、地震や台風等による大規模災害に備えるためには、公共施設の適切な管理においては一日も早い対応が必要である。

施設の建設当初より統一かつ継続的に整備し、常時書き足していくべき施設カルテの整備に3年間かかり、さらには、個別施設計画を策定し、所属横断的な施設再編に向けた仕組みづくりを行ったのちに、施設規模の最適化を検討することと政策変更を行ったため、「一般施設の将来ビジョン」の策定に時間を要し、施設総量抑制や維持管理経費の軽減・平準化に係る取組が遅れていることは否めない状況であり、施設所管所属の対応力が問われている。

施設所管所属は、策定された「一般施設の将来ビジョン」を踏まえ、策定期限である平成31年12月までに個別施設計画を策定するよう取り組まれない。

また、都市整備局、市政改革室、政策企画室、財政局、契約管財局、都市計画局をチームメンバーとして構成される資産流動化プロジェクト施設チームは、関係施設所管所属が個別施設計画を適時適切に策定できるよう進捗管理や支援を行い、市政改革室、政策企画室、財政局をメンバーとする改革プロジェクト担当チーム「公共施設のあり方チーム」は都市整備局、建設局と共同して、基本方針を踏まえ、取組に係る進捗管理や検証を行うなど、指導的な役割を果たされたい。

(ICT戦略室、人事室、24区役所、危機管理室、経済戦略局、中央卸売市場、総務局、

市民局、財政局、契約管財局、都市計画局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局、教育委員会事務局、政策企画室、市政改革室)

エ 区画整理事業等について

● 確認した事実等

(ア) 平成30年5月末現在、本市公共団体施行の区画整理事業では、2地区において事業を実施している(表-20)。平成29年度末時点における建物移転の進捗率は、淡路駅周辺地区で99.6%、三国東地区で49.3%となっている。

三国東地区については、平成20年度での完成を予定していた従前居住者の受け皿となる都市再生住宅が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の施行に伴う対策に時間を要し、平成23年度の完成となったことから建物移転の本格着手が遅れることとなった。このため、当初換地処分完了予定年度である平成32年度までに建物移転等を完了することは困難となり、都市整備局は施行期間の延長に向けた検討並びに国の認可を受けるべく協議を行っている。なお、公共施設整備内容に変更がないことから総事業費の変更は予定していない。

表-20 実施中の区画整理事業の概要(本市公共団体施行・平成30年5月末時点)

	施行地区の面積	事業開始年度	換地処分完了予定年度	総事業費	建物移転進捗率
淡路駅周辺地区	8.9ha	平成8年度	平成39年度	368億円	99.6%
三国東地区	39.1ha	平成12年度	平成32年度	474億円	49.3%

(注) 建物移転進捗率は平成29年度末時点

(イ) 過去に実施した本市施行による区画整理事業の清算交付金の財源の一部である肩替地については、平成29年度においては2件の売却を行っている(表-21)。

表-21 肩替地の売却実績の推移(平成24年度から平成29年度)

年度	平成23年度末残	売却実績						平成29年度末残
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
面積(m ²)	約4,521	約808	約848	約283	0	0	約87	約3,087
金額(百万円)	435	45	62	84	0	0	9	397

(注) 平成23年度末残の金額は当時の地価を考慮した金額であり、かつ、面積も平成25年度に約591m²の肩替地が追加されているため、平成23年度末残から平成24年度以降の売却面積・金額を引いても、平成29年度末残と一致しない。

(ウ) 阿倍野地区市街地再開発事業においては、平成29年度の収支不足は116億円であり、事業全体で1,946億円の収支不足を生じる見込みである(表-22)。

本市では、当該事業において巨額の損失を発生させた反省を踏まえ、平成29年度から市長、副市長及び外部有識者が委員として参画する「大阪市大規模事業リスク管理会議」を開催し、今後、大規模事業^(注)を実施するに当たっては、事業所管所属の自律的な管理に加えて、事業開始から終了まで、外部有識者も参画し、統括的にリスクを管理する仕組みを構築している。

(注) 大規模事業とは、(1)当初計画又は計画変更(変更予定を含む。)において本市負担が総額500億円以上の事業、(2)経営収入で運営を行う事業などで、リスクが顕在化した場合に本市の財政に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、市長が特に必要と認める事業である。

表一22 阿倍野地区市街地再開発事業の収支見通し(平成29年度末時点)

(単位:億円)

	歳出計	歳入計	差引	資産価値	再差引
事業全体の収支 (昭和44年度～平成75年度)	10,666	8,560	△2,106	160	△1,946
(参考)うち平成29年度の収支	148	32	△116		

(参考)単年度収支見通し(平成30年5月試算)

(単位:億円)

	昭和44年度 ～平成28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	平成 39年度	平成40 ～75年度	合計
単年度収支	△1,038	△116	△156	△123	△133	△140	△84	△59	△48	△39	△29	△23	△118	△2,106

(注) 試算している時点が異なることから、「表一4 財務リスクに係る収支の推移詳細」における見込み額とは一致しない。

[意見]

(ア) 三国東地区は、早期収束を図る必要があるが、平成29年度の建物移転は4.5%(44.8%→49.3%)の進捗に留まっており、現行の事業計画で予定されている平成32年度までに換地処分を実施することが非常に厳しい状況にある。

都市整備局によると、現在計画を再構築しており、平成30年度中には決定を行う予定とのことであるが、換地処分予定年度及び各年度の事業計画の見直しを行い、その後の工程管理を適宜適切に行われたい。

(イ) 過去に実施した本市施行の区画整理事業の肩替地については、不法占拠の解消等により商品化作業を進め、引き続き、早期売却に努められたい。

(ウ) 阿倍野地区市街地再開発事業においては、依然として多額の収支不足が見込まれ、引き続き、都市整備局は事業所管部局として収支改善に努められたい。

また、阿倍野地区市街地再開発事業において巨額の損失を発生させた反省を踏まえ、市政改革室において、平成29年度から市長、副市長及び外部有識者が委員として参画する「大阪市大規模事業リスク管理会議」を開催している。同会議において発生し得る財務リスクの把握や事業の実現可能性について、客観的かつ経営的見地から検討する仕組みを構築している

が、今後、大規模事業を実施する所属は、二度と同じ轍を踏むことは許されず、年次ごとの事業進捗度合いを測る定量的な指標を設定の上、事業の見直し基準・撤退基準等を策定するなど、リスク管理に取り組まれない。あわせて、市政改革室は市長直轄部門として大規模事業の統括的なリスク管理に係るモニタリング責任を果たし、リスクの顕在化と肥大化を防止するよう努められたい。

(市政改革室、都市整備局)

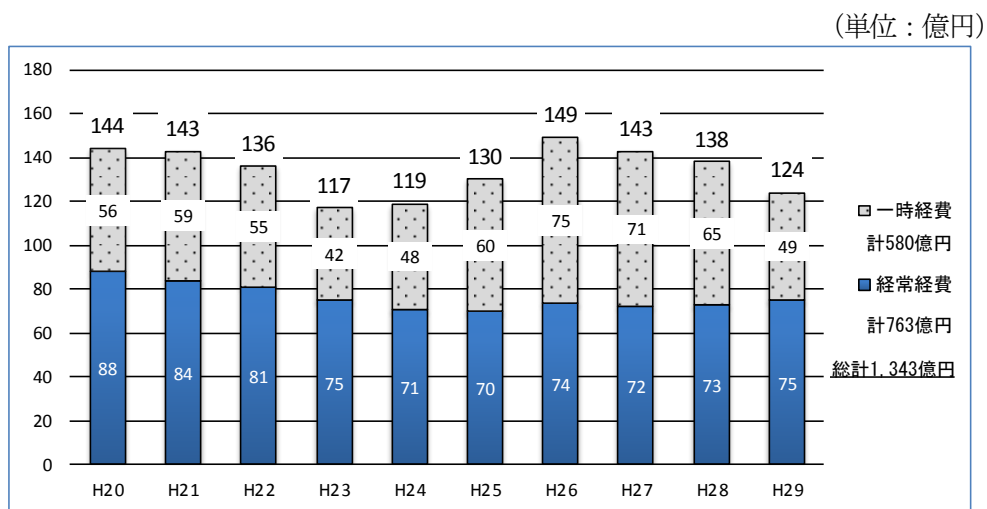
オ ICT経費について

● 確認した事実等

本市情報システムは、平成29年度末時点で151システム（前年度比2システム減）となり、基幹系システムの再構築を終えたことなどにより、平成29年度のICT関連経費決算額は前年度に比し14億円の減となり、124億円となっている。

ICT関連経費決算額の推移は図-10のとおりであり、平成20年度から平成29年度にかけてICT関連経費として、計1,343億円が執行されている。

図-10 ICT関連経費決算額の推移



(注) 一時経費とは、新規・再構築の開発経費や制度変更に伴う改修経費、機器の更新（5～6年に1度）に伴う経費など、一時的に発生する経費をいい、経常経費とは、運用保守費、機器リース費、回線費用などシステムを運用する上で毎年必要となる経費をいう。

本市では、最先端ICT都市の実現を目指し、スピード感を持って全市的にICTに係る取組を推進していくため、平成28年3月に「大阪市ICT戦略」及び「大阪市ICT戦略アクションプラン」を策定し、ICTの徹底活用と適正利用の取組を定めるとともに、同年4月にICT戦略室を設置し、取組体制を刷新した。また、大阪市ICT戦略にかかる取組の開始から3年が経過し、ICTの発展に伴う環境変化への対応及び本戦略を官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において自治体に求められ

る計画に位置付けるため、平成 30 年 3 月に本戦略を改訂するとともに、改訂後の本戦略に基づく「大阪市 ICT 戦略アクションプラン（2018 年度～2020 年度）」を平成 30 年 5 月に策定した。

ICT 戦略室では、ICT の徹底活用を推進していくため、ICT 経費の抑制に努め、フルコスト視点による費用対効果を前提とした新たな ICT への投資を行うとともに、市民サービスの向上を図るために最適なシステムの基盤環境の整備に取り組んでいる。また、セキュリティインシデント^{(注) 1}発生時における対応訓練や、研修等を通じて職員のセキュリティリテラシー^{(注) 2}の向上に取り組んでいる。

(注) 1 セキュリティインシデントとは、情報セキュリティに関する問題として捉えられる事象（障害、事件、事故、欠陥、攻撃、侵害等）をいう。

2 セキュリティリテラシーとは、セキュリティ対策を実行する時に知っておくべき知識やスキルのことをいう。

また、学校教育への ICT の活用として、近年、全小中学校へ 1 校当たりタブレット 40 台（1 クラスの生徒・児童が授業において 1 人 1 台使用できる台数）を整備する学校教育 ICT 活用事業、並びに、校務支援システムの整備等が進められ、平成 29 年度の学校園の運営に係る情報システム等に係る費用は 35 億円となっている。学校園の運営に係る情報システム等の経費の推移は表-23 のとおりであり、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて、計 136 億円が執行されている。

表-23 学校園の運営に係る情報システム等に係る費用

(単位：百万円)

システム名 又は事業名	学校教育 ICT	校務支援 システム	大阪市情報教育 ネットワーク システム	教職員 勤務情報 システム	健康管理 システム	計
平成25年度	—	1,180	1,073	81	—	2,334
平成26年度	217	1,061	890	31	30	2,229
平成27年度	449	868	805	7	6	2,135
平成28年度	1,653	867	719	82	6	3,327
平成29年度	2,161	839	547	39	6	3,592
計	4,480	4,815	4,034	240	48	13,617

[意見]

ICT の活用は、ペーパーレス化やスマートフォン等の新たなデバイスの活用等による業務の効率化に伴う行政コストの削減はもとより、データのオープン化によるきめ細かな行政情報の提供、データ分析による市民ニーズの把握と的確な施策の実施等、行政運営の効率化及び市民サービスの向上を図る観点からますます重要性を増している。

しかし、福祉局への国民健康保険等システムなどに係る過年度監査において、ICT 管理の現場の責任者である業務管理者の役割が十分に果たされていないことなどによる運用面も

含めたICTのリスク管理に課題がある事態が認められている。

また、同様に、学校教育ICT等に係る過年度監査において、学校園に導入されたタブレットが十分に活用されていないなど多額の投資で導入・構築したシステムが有効に活用されていない事態が認められている。

これらの事態の背景には、システムの管理部門及び運用部門双方に、システムに係る基本的なルールの徹底や知識の不足がある。システムの基盤環境整備などのハード面への対応とともに、ユーザーサイドの人材育成などのソフト面への対応が重要であり、専門人材の確保・育成が鍵となる。

ICT戦略室は、次の3点について各所属に対して指導的な役割を果たされたい。

- 現場の責任者である業務管理者をはじめとしたシステム所管所属におけるICT管理の改善に向けた専門人材の確保・育成
- 情報システムの安全性・信頼性の確保に向けたシステム管理体制の再構築等の実施
- 情報セキュリティポリシー等の基本的なルール遵守の徹底及び受託事業者への適切な管理・監督の実施

また、特に学校教育ICTを含め、すでに導入・構築した校務支援システムなどの情報資産について、教育委員会事務局において補助する仕組みがあるが、実際には十分機能していない。そのためにも、本来の目的が果たせるような管理体制が有効に機能しているか等をモニタリングし、システムユーザーサイドにおいてもICT活用力の向上が図られ、情報資産の有効活用が図られるよう支援されたい。

ICT戦略室は、現在稼働中の業務システムについて最適化と運用経費の圧縮を図りつつ、市民サービスの向上に向けた大阪市ICT戦略を着実に推進するとともに、新たなICT投資について、全市的観点から費用対効果を事前事後に検証できるスキームを構築するなど、ICT経費に係るモニタリング機能の充実を図られたい。

(ICT戦略室)

カ 公の施設の指定管理について

● 確認した事実等

本市では、公の施設^(注)の管理において、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年度より指定管理者制度を導入している。

(注) 公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。

平成30年4月1日現在の導入施設数は356施設であり、平成29年度において、本市が指定管理者に支出している業務代行料は総額132億円、指定管理者が協定書に基づき本市に納めている納付金等は総額37億円となっている（表-24）。

表-24 指定管理者制度導入施設数と関連決算の推移

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
導入施設数	359	363	370	378	362	361	356
業務代行料（億円）	131	134	139	143	132	132	—
納付金（億円）	20	23	35	37	38	37	—

（注） 導入施設数は、各年度4月1日の数値である。

指定管理者制度を所管する契約管財局は、平成29年度において、各所属の担当者を対象とした研修等の実施、選定基準（配点表など）に係る「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改訂を行うなど、適切な制度設計及び運用に向け、取り組んでいるとのことである。

しかし、過去の本市全体としての指定管理者制度の検証として、契約管財局を事務局とする指定管理者制度検証チームが問題点等の検証を行い、平成27年3月に「大阪市における指定管理者制度検証結果」を公表しているが、制度の導入目的の一つである経費の節減や、施設所管所属による指定管理業務に対する監理状況、業務代行料の妥当性に係る検証は行われていない。

[意見]

公の施設の管理については、住民サービスの向上と経費の節減等を図る観点から指定管理者制度を導入しており、当該制度の導入目的が達成されているかどうかを適時適切に検証することが求められる。あわせて、指定管理業務からの手離れ感や担当者の人事異動等による管理能力の退化等が近年の監査において顕著になってきていることから、施設の設置者としての責任を認識した上で、管理体制を強化するとともに指定管理者に対する監督責任を確実に果たすことが求められる。

施設所管所属は、指定管理者から提出された事業報告書の内容や指定管理者の事業の実施状況の確認・検証が不十分であったこと等を指摘した過年度の監査結果も踏まえ、公の施設の設置者としての責任を再認識した上で、施設の管理運営状況及び指定管理者からの報告書の正確性及び業務代行料の妥当性を適時適切に確認し、指定管理者が仕様書に基づいた業務を適切に行っているか確認できるよう、管理体制を強化し、本来の目的である住民サービスの向上が果たされているか、経費の節減等が達成されているかの検証を行いたい。

契約管財局は、制度所管所属として、指定管理者及び施設所管所属において基本動作が徹底できていないこと等を指摘した過年度の監査結果も踏まえ、次の3点について取り組まなければならない。

- 業務の執行状況や業務代行料等に係るチェック内容を明確にするなど、施設所管所属が指定管理者に対する管理監督責任を確実に果たす体制を構築できるよう、ガイドラインを適時適切に改訂すること
- 各施設所管所属に対して、ガイドラインの遵守を指導するとともに、その遵守状況、並びに、指定管理者に対する管理体制が有効に機能しているかどうか適時モニタリングを実施すること
- 平成 15 年度より指定管理者制度を導入してから相当期間が経過し、過年度に実施した検証が十分なものでないことから、今一度、指定管理者制度について経費の節減及び施設所管所属による指定管理業務に対する監理状況、業務代行料の妥当性も含めた全市的検証を行うこと

(24 区役所、経済戦略局、市民局、福祉局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局、教育委員会事務局、契約管財局)

(3) 特別会計意見

ア 国民健康保険事業会計について

● 確認した事実等

国民健康保険事業会計の平成29年度決算は歳入3,571億円、歳出3,555億円となり、歳入歳出差引額（本会計ではこれを「累積収支」という。）は16億円の黒字となっている。ただし、平成30年度に返還する国庫負担金42億円^(注)を含めると、実質的な累積収支は26億円の赤字となっている。

(注) 平成29年度歳入額のうち、国庫負担金において療養給付費負担金41億円、特定健康診査等負担金1億円、それぞれ過大交付となっているため、平成30年度に返還することとなっている。

また、本会計においては、当該年度の歳入歳出差引額（平成29年度の16億円黒字）から前年度の歳入歳出差引額（平成28年度の74億円赤字）を差し引いた会計年度ごとの収入・支出の差引額を「単年度収支」といい、平成29年度の単年度収支は90億円の黒字となっている。これは、過大に交付された国庫負担金が例年より多かったことや、医療費の適正化や収納対策等に積極的に取り組んでいることによる国特別調整交付金の確保など単年度的な要素によるものである（表-25）。

表-25 国民健康保険事業会計の決算額の推移

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入	3,201	3,213	3,714	3,666	3,571
うち一般会計繰入金	407	423	441	432	419
うち保険料（現年度分）	572	567	550	540	525
歳出	3,330	3,336	3,852	3,740	3,555
うち保険給付費	2,142	2,150	2,176	2,097	2,017
うち保険事業費	50	50	59	56	49
歳入歳出差引額 （累積収支）	△129	△123	△138	△74	16
繰上充用額	129	123	138	74	0
収支差額	0	0	0	0	16
（参考）単年度収支	25	6	△15	64	90

国民健康保険制度においては、事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であるが、市民の保険料負担が重くなることから、毎年度一般会計から市税等を繰り入れており、平成29年度の一般会計繰入金は、法定軽減等及び職員費・事務費等の義務的繰入並びに本市独自減免及び保険料抑制等の任意繰入を合わせ419億円となっている（表-26）。

表-26 国民健康保険事業会計への一般会計繰入金の推移

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計繰入金	407	423	441	432	419
義務的繰入	224	244	292	287	276
任意繰入	183	179	149	145	143

<歳入面での取組>

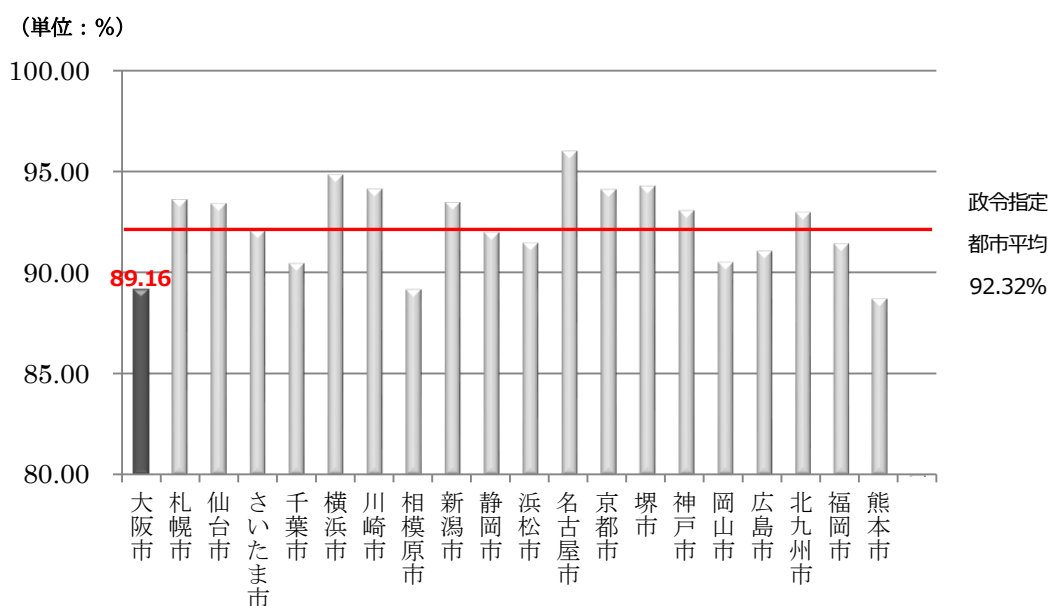
平成29年度の現年度賦課分に係る保険料収納率は、滞納整理事務の取組強化や徴収業務の適正化等の収納努力により、89.16%と前年度に比べ0.54ポイント上昇し、目標収納率(89.00%)を達成しているが、政令指定都市平均の保険料収納率92.32%に比しては低くなっている(表-27、図-11)。なお、平成29年度における保険料収納に係る口座振替率は、政令指定都市平均47.5%に対し、本市は48.0%(平成28年度46.9%に対し、1.1%増)と上回っている。

表-27 現年度賦課分に係る保険料収入及び収納率等の推移

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保険料収入	572	567	550	540	525
収納率	85.72%	86.81%	87.96%	88.62%	89.16%
口座振替利用率	42.5%	44.7%	46.0%	46.9%	48.0%

図-11 平成29年度 国民健康保険料収納率 各都市比較



(注) 不現住及び還付未済額を除いた収納率である。ただし、データ入手の都合上、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、熊本市は不現住を含む。

一方で、平成29年度の保険料に係る未収金（不現住^(注)分を除く。）は、156億円と依然として多く、前述の「（２）一般会計意見 ア 未収金について」で記載した全会計における未収金に占める割合は35.3%であり（表－28）、平成29年度末未収金残高目標151億円に対し5億円達成できていない状況にある。

（注） 不現住とは、現地調査を経て被保険者が転出もしくは転居しているか、または、届出地に居住していないことをいう。

表－28 保険料収入等の推移

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
未収額	224	211	191	174	156
全会計未収金に占める割合	38.6%	38.2%	37.4%	36.4%	35.3%
（参考）全会計未収金	580	552	511	478	442

<歳出面での取組>

医療費適正化の取組として、電子レセプトデータの活用によるレセプト内容の点検（平成29年度事業費5,442万円、減点件数^(注)46,580件、効果額3億447万円）や後発医薬品の更なる普及（後発医薬品使用割合は平成29年3月時点64.1%に対し、平成30年3月時点67.7%）に努めるなど取組の強化を行っている。

（注） 減点件数とは、疑義のあるレセプトを国保連合会に再審査申出を行い、指摘内容が認められた件数

また、平成29年度の保険事業費は、システム改修経費の減等により事務費において前年度に対して5億円減となり、前年度比6億円減の49億円となっている（表－29）。

表－29 国民健康保険事業会計 保険事業費の推移

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保険事業費	4,998	4,987	5,873	5,572	4,940
職員費	2,833	2,874	2,808	2,728	2,704
事務費	1,069	1,174	1,935	1,697	1,187
運営協議会費	1	1	1	1	1
徴収費	606	664	698	732	685
診療報酬審査支払費	489	273	432	415	364

【意見】

国民健康保険事業会計の財政状況改善には、歳入、歳出の両面から体系的な取組の強化が求められる。

歳入については、引き続き口座振替による納付方法への切替えを促進するとともに、悪質な滞納者に対する滞納処分の強化を行うなど、更なる収納率の向上に努められたい。

歳出については、保険給付費について、引き続きレセプト内容の点検強化や医療費通知及び後発医薬品差額通知の充実を行うとともに、頻回受診や医薬品の重複処方を避けるための工夫を図るなど医療費の適正化を一層進められたい。

また、平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が本市から大阪府へと移ったところではあるが、平成29年度において累積収支は黒字となっているものの、平成30年度に返還する国庫負担金42億円を含めると、実質的な累積収支は26億円の赤字となっていることも踏まえ、財務リスクの早期解消に向け、鋭意取り組まれたい。

(福祉局)

監 第 47 号
平成 30 年 9 月 27 日

大阪市長 吉村洋文様

大阪市監査委員 貴納順二
同 松井淑子
同 広田和美
同 加藤仁子

平成 29 年度基金の運用状況審査意見の提出について

地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、平成 29 年度基金の運用状況について審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 29 年度基金の運用状況審査意見

第 1 審査の対象

訴訟関係供託基金運用状況
大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金運用状況
物品購買基金運用状況
小口支払基金運用状況
不動産運用基金運用状況
災害救助基金運用状況
中小企業融資基金運用状況
建物移転運用基金運用状況
大阪市都市再開発融資基金運用状況
大阪市住宅建設資金等融資基金運用状況
大阪市立学校維持運営基金運用状況
大阪市美術品等取得基金運用状況

第 2 審査の目的

地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示しているかどうかを検証し、その結果を意見として表明することを目的とする。

第 3 審査の方法

平成 29 年度基金の運用状況に関する調書の計数については、会計管理者保管の財産記録管理簿及び各所属保管の基金整理簿等との照合により審査した。

また、基金の運用状況について関係職員から聴取するとともに、基金の運用に伴う関係書類を抽出により審査した。

第 4 審査の結果

平成 29 年度基金の運用状況に関する調書の計数については、上記の手段を実施した限り

において、関係諸帳簿と符合し適正に表示しているものと認められた。

また、基金の運用状況については、上記の手續を実施した限りにおいて、おおむね適正であると認められた。

平成29年度基金の運用状況及び審査意見は、次のとおりである。

(基金の運用状況)

基金名	28年度末 基金総額	当年度中 基金増△減	運 用 額		29年度末基金総額		
			運用(増加)額	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
訴訟関係供託基金	千円 250,000	千円 0	千円 14,330	千円 6,820	千円 40,698	千円 209,302	千円 250,000
大阪市都市開発 拠点整備事業用地 取得基金	0	0	0	0	0	0	0
物品購買基金	30,000	0	123,294	122,507	2,351	27,649	30,000
小口支払基金	20,000	0	66,518	66,403	5,603	14,397	20,000
不動産運用基金	20,642,806	0	1,421,360	2,049,526	17,345,329	3,297,477	20,642,806
災害救助基金	500,000	0	4,366	6,683	4,366	495,634	500,000
中小企業融資基金	0	77,037,000 △ 77,037,000	77,025,000	77,025,000	0	0	0
建物移転運用基金	2,000,000	0	0	238,618	1,072,909	927,091	2,000,000
大阪市都市再開 融資基金	0	1,192,520 △ 1,192,520	1,192,520	1,192,520	0	0	0
大阪市住宅建設 資金等融資基金	0	899,650 △ 899,650	899,650	899,650	0	0	0
大阪市立学校 維持運営基金	250,000	0	19,385	14,195	12,130	237,870	250,000
大阪市美術品等 取得基金	3,000,000	0	0	0	2,938,028	61,972	3,000,000
計	26,692,806	79,129,170 △ 79,129,170	80,766,424	81,621,923	21,421,415	5,271,391	26,692,806

意 見

地方自治法第241条に基づく定額の資金を運用するための基金は、前年度と同様、当年度末時点において12基金、基金総額266億9,200万円となっている。

なお、中小企業融資基金、大阪市都市再開発融資基金、大阪市住宅建設資金等融資基金においては、年度中に増額し、年度末に全額減額されている。

運用状況については、12基金を合わせて807億6,600万円を運用（増加）し、816億2,100万円を回収（減少）した。この結果、当年度末の運用中の額（現在額）は214億2,100万円で、現金残額は52億7,100万円となっている。

この中で、大阪市美術品等取得基金において運用額29億3,800万円の回収が滞っているが、これは新美術館の建設計画が延期されていることにより、美術品購入に要した資金を一般会計から基金に繰戻すことが遅れているものである。

監 第 48 号
平成 30 年 9 月 27 日

大阪市長 吉村洋文様

大阪市監査委員	貴納順二
同	松井淑子
同	広田和美
同	加藤仁子

平成 29 年度大阪市西町外 16 財産区

歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 29 年度大阪市西町外 16 財産区歳入歳出決算並びに証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 29 年度大阪市西町外 16 財産区歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の対象

平成 29 年度	大阪市西町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市加島町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市江口町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市豊里町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市山口町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市中川町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市両国町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市北清水町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市野江町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市蒲生町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市放出町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市鶴見町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市茨田焼野町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市長吉長原町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市長吉川辺町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市長吉出戸町財産区歳入歳出決算
平成 29 年度	大阪市乾町財産区歳入歳出決算

上記各財産区歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

第 2 審査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 66 号）第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示しているかどうかを検証し、その結果を表明することを目的とする。

第3 審査の方法

平成 29 年度各財産区歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、それぞれ当該区会計管理者が保管する関係書類との照合により審査した。

また、歳入歳出予算の執行状況についてそれぞれ当該区関係職員から聴取するとともに、歳入歳出予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査した。

第4 審査の結果

平成 29 年度各財産区歳入歳出決算書等の計数については、上記の手段を実施した限りにおいて、地方公会計の基準等に準拠して作成されており、重要な点において適正に表示しているものと認められた。

また、歳入歳出予算の執行については、上記の手段を実施した限りにおいて、おおむね適正であると認められた。

平成 29 年度各財産区の決算額は、次表のとおりである。

財 産 区 名	予算現額	歳 入	歳 出	歳入歳出 差引残額
西 町 (淀川区)	千円 8,148	千円 8,148	千円 73	千円 8,075
加 島 町 (")	17,860	17,890	114	17,776
江 口 町 (東淀川区)	77,373	77,741	688	77,053
豊 里 町 (")	2,346	2,390	0	2,390
山 口 町 (")	23,357	23,415	1,342	22,073
中 川 町 (生野区)	120,864	120,710	2,187	118,522
両 国 町 (旭 区)	56,323	56,322	36	56,286
北 清 水 町 (")	4,624	4,401	4,401	0
野 江 町 (城東区)	1,171	1,285	0	1,285
蒲 生 町 (")	3,776	3,753	4	3,749
放 出 町 (鶴見区)	28,965	28,633	235	28,399
鶴 見 町 (")	136,992	137,103	2,118	134,985
茨田焼野町 (")	3,562	3,641	0	3,641
長吉長原町 (平野区)	60,104	60,117	92	60,025
長吉川辺町 (")	2,993	3,022	55	2,967
長吉出戸町 (")	236	236	0	236
乾 町 (")	449	447	0	447
合 計	549,143	549,250	11,343	537,907

(注) 歳入歳出差引残額は、全額を翌年度へ繰り越している。